

平成30年美濃加茂市教育委員会 3月定例会 会議録

1 開会日時及び場所

平成30年3月23日（金）午後1時00分から午後3時15分まで
美濃加茂市役所分庁舎4階 第1会議室

2 出席者

（教育委員）

教育長 日比野 安平
委員 鹿野 久美子
委員 矢島 良子
委員 高野 光泰
委員 渡邊 博栄
委員 手嶋 秀人

（事務局）

事務局長 可児 靖教
学校教育課長 古川 一男
教育センター次長 山内 章
教育総務課課長補佐 長谷川 壮重

3 開会 午後1時00分

4 議事日程等

（1）教育長あいさつ

（2）会議録署名委員の指名

（3）3月臨時会会議録の承認について

（4）議事

議第1号 美濃加茂市いじめ防止対策審議会委員の任命について

議第2号 平成30年度事務局職員の人事異動について

議第3号 平成30年度特色ある学校づくり補助金の決定について

議第4号 美濃加茂市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について

議第5号 美濃加茂市立学校施設の開放事業に関する規則の一部を改正する規則について

議第6号 美濃加茂市障害児就学指導委員会規則等の一部を改正する規則について

議第7号 美濃加茂市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について

議第8号 美濃加茂市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について

議第9号 美濃加茂市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について

議第10号 美濃加茂市就学援助費支給要綱の一部を改正する告示について

議第11号 美濃加茂市特別支援教育就学奨励費支給要綱について

議第12号 美濃加茂市特別支援教育就学奨励費支給要綱を廃止する訓令について

(5) 協議・報告事項

- ① 教育委員会行事予定等
- ② 教育センター事業報告
- ③ 新庁舎整備基本構想について

(6) その他

会 議 録

(1) 教育長あいさつ

日比野教育長

※教育長から開会のあいさつ

- ・本日の小学校卒業式へご臨席いただきありがとうございました。天気も良く、どの学校も滞りなく挙行できました。
- ・先日には幼稚園の卒園式に出席した。また正眼短期大学では、八十歳超の方もご卒業された。
- ・市議会第1回定例会が昨日閉会した。副市長に高橋洋子氏が承認された。県庁から来ていただく方で、4月1日から就任される。
- ・教職員人事について昨日内示があった。3月27日に新聞掲載される。
- ・学校現場及び事務局では年度末や新学期準備のため膨大な業務を処理している。大変ご苦労である。

(2) 会議録署名委員の指名

日比野教育長

会議録署名委員の指名ですが、今日の定例会は、矢島委員にお願いします。

矢島委員

お願いします。

(3) 3月臨時会会議録の承認について

日比野教育長

次に、3月臨時会会議録の承認についてです。資料は事前に皆さまにお届けしましたが、訂正等はよろしいでしょうか。

※意見等なし。

日比野教育長

それでは、ご意見も無いようですので、3月臨時会会議録は承認とします。

(4) 議事

議第1号 美濃加茂市いじめ防止対策審議会委員の任命について

日比野教育長

次に、議事へ入ります。

	<p>始めに議第1号、美濃加茂市いじめ防止対策審議会委員の任命について、事務局から説明をお願いします。</p>
古川学校教育課長	<p>※美濃加茂市いじめ防止対策審議会の委員の任命について、案を提示し、説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員数は全5名。 ・3名について、現任期が平成30年4月26日で満了になるため、4月27日からも再任いただく。 ・1名について、前任者の退職に伴い、新たに4月1日から4月26日までの残任期間を就任いただき、4月27日からも再任いただく。 ・1名について、4月27日から新たに就任いただく。
日比野教育長	<p>只今事務局から説明がありましたとおりですが、ご質問やご意見がありましたらお願いします。</p>
手嶋委員	<p>4月27日から次の任期になるのですか。</p>
古川学校教育課長	<p>4月27日から次の2年間、平成32年4月26日までが任期となります。</p>
日比野教育長	<p>その他によろしいでしょうか。 他にご意見等が無ければ、議題1号については決定といたします。</p>

議第2号 平成30年度事務局職員の人事異動について

日比野教育長	<p>次に、議第2号、平成30年度事務局職員の人事異動について、事務局から説明をお願いします。</p>
可児事務局長	<p>※資料を基に、学校教育課及び教育総務課に関する人事異動（内示）について説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設長寿命化計画策定のため、新たに対策監を置く。 ・発達支援センター設立準備のため、発達障がい専門監を置く。 ・情報教育及び小規模特認校ICT担当者を置く。
日比野教育長	<p>情報教育、プログラミング教育の担当を先がけて1名増員します。三和小学校でのタブレットを使った教育も進めてまいります。 よろしいでしょうか。 それでは、議題2号については決定といたします。</p>

議第3号 平成30年度特色ある学校づくり補助金の決定について

日比野教育長	次に、議第3号、平成30年度特色ある学校づくり補助金の決定について、事務局から資料に従って説明をお願いします。
古川学校教育課長	※資料に基づき、各学校に対する補助金査定額と審査のポイント、算出方法について説明。
日比野教育長	県下では、各校に100万円を補助するという例は無く、市当局の理解の元、予算を付けてくれています。 山之上小学校の絵本作りは、市が施策として実施しているアベマキの木材を使用した机の製作の取組についてを題材になるようです。 金額については妥当なところまで調整してきたものですし、事業の内容は、事務局と各学校とが相談し確認してきています。 取組の様子は中間報告の機会に見ていただき、効果的に事業を推進しているか確認していきます。 ご質問等はよろしかったでしょうか。 ※質問等なし
日比野教育長	それでは、議第3号につきましては決定といたします。

議第4号 美濃加茂市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について

日比野教育長	続いて、議第4号、美濃加茂市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について、よろしくをお願いします。
可児事務局長	※配布資料に基づき説明 ・教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任することについて、法律で定めてある事項についても市の規則で再掲しているため、これらの条文を削る。 ・委任された事務の管理及び執行の状況について、教育長は教育委員会へ報告しなければならない旨を規定。 ・教育委員会の会議を招集する暇がないときなど、教育長が教育委員会の権限に属する事務を臨時に代理することができることとし、その報告と承認を求める旨を規定。 ・平成30年4月1日施行。
日比野教育長	只今説明をいただきましたが、ご質問がありましたらお願いいたします。よろしいですか。

※質問等なし

日比野教育長

それでは、議第4号は決定いたします。

議第5号 美濃加茂市立学校施設の開放事業に関する規則の一部を改正する規則について

日比野教育長

次に、議第5号、美濃加茂市立学校施設の開放事業に関する規則の一部を改正する規則について、事務局から説明をお願いします。

可児事務局長

※配布資料に基づき説明

- ・学校開放についてはスポーツ振興課に事務委任している。
- ・受付は申請書又は公共施設予約システムとで行っているが、公共施設予約システムについて規則に規定されていなかったため、規定する。
- ・平成30年4月1日施行。
- ・施設使用料が平成30年度改訂される見込み。
- ・地域に学校施設を開放し、地域クラブ活動を展開していくことが国の方針として決まり、学校施設の使用に関する法令が改正されそうである。

日比野教育長

学校の教室も開放の対象となっていくのでしょうか。

可児事務局長

教職員の働き方改革の中での議論なので、まだ部活動に関してまでだと思われませんが、文化系の部活動もありますので、美術室や家庭科室なども対象になることも考えられます。

日比野教育長

地域に広く開放していくとなると、需要が一斉に増えることも前提に考えていかなければなりません。

ご意見等はよろしいでしょうか。

それでは、議第5号については決定といたします。

議第6号 美濃加茂市障害児就学指導委員会規則等の一部を改正する規則について

日比野教育長

次に議第6号、美濃加茂市障害児就学指導委員会規則等の一部を改正する規則について、説明をお願いします。

可児事務局長

※配布資料に基づき説明

- ・規則の名称を「美濃加茂市教育支援委員会規則」に改める。
- ・「美濃加茂市障害児就学指導委員会」を「美濃加茂市教育支援委員会」

	<p>に改める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門部会が担当する事務について、具体的に明記する。 ・併せて、美濃加茂市教育委員会公印規則を一部改正し、「美濃加茂市就学指導委員会印」を「美濃加茂市教育支援委員会印」に改める。 ・併せて、美濃加茂市附属機関の設置に関する規則を一部改正し、附属機関名「美濃加茂市障害児就学指導委員会」を「美濃加茂市教育支援委員会」に改める。 ・平成30年4月1日施行。
日比野教育長	ご質問等はありませんか。
手嶋委員	判定部会が担当する事務に「教育相談との連携」とありますが、何か組織があるのですか。
古川学校教育課長	各学校に教育相談担当がいますので、それとの連携を指しています。
手嶋委員	指導部会の担当事務に「教育的ニーズ」という英語が使われていますが、これは例規としてよろしいでしょうか。
古川学校教育課長	県の通知の中にも使われている語句で、それを引用したものです。
可児事務局長	中央教育審議会の答申の中に、担うべき役割が記されておりまして、国もそのまま引用しているものです。
日比野教育長	<p>その他はよろしいですか。</p> <p>それでは、議第6号は決定といたします。</p>

議第7号 美濃加茂市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について

日比野教育長	次に、議第7号、美濃加茂市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について、説明をお願いします。
可児事務局長	<p>※配布資料に基づき説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会に対策監が配属されたことに伴う改正。 ・対策監の職務（学校施設の長寿命化に関する事務）について規定。 ・平成30年4月1日施行。
日比野教育長	対策監は任期が限られているが、対策監を置かなくなったときは再度改正が必要ですか。

可児事務局長 「対策監を置くことができる。」と規定しているため、残しても良いですが、対策監がなくなれば、再度改正した方が良いかと思えます。市長部局にも対策監が置かれていますので合わせられればよろしいかと思えます。

日比野教育長 その他にご質問はよろしいでしょうか。

※質問等なし。

日比野教育長 それでは、議第7号につきましては、決定といたします。

議第8号 美濃加茂市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について

日比野教育長 次に、議第8号、美濃加茂市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について、説明をお願いします。

可児事務局長 ※配布資料に基づき説明

- ・目次を設ける。
- ・教務主任等に、特別支援教育コーディネーターを規定（第16条の2）。
- ・平成30年4月1日施行。

日比野教育長 ご質問等がありましたらお願いします。

手嶋委員 第16条の2に規定されている各項について、主語の「〇〇は」の後に「読点（、）」が付いている項と付いていない項があるので、統一されたらと思います。

可児事務局長 例規の規定方法を確認し、必要な場合は「読点（、）」を付け加えます。

日比野教育長 第33条第2項の改正について、かつては「（感染症に）かかっている」と言っていましたが。

可児事務局長 法では「かかっている」になっていますので、改めたいと思います。

日比野教育長 それでは、議第8号につきましては、ご指摘の箇所を修正し、決定といたします。

議第9号 美濃加茂市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について

日比野教育長	続きまして、美濃加茂市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について、説明をお願いします。
可児事務局長	※配布資料に基づき説明 ・家庭教育学級等を市民協働部生涯学習課にて所管していたが、健康福祉部こども課へ移管したことに伴う改正。 ・平成30年4月1日施行。
日比野教育長	ご質問はよろしいでしょうか。 それでは、議第9号につきましては、決定といたします。

議第10号 美濃加茂市就学援助費支給要綱の一部を改正する告示について

日比野教育長	次に、議第10号、美濃加茂市就学援助費支給要綱の一部を改正する告示について、説明をお願いします。
可児事務局長	※配布資料に基づき大きな改正点について説明 ・「新入学児童生徒学用品・通学用品購入費」を入学後の7月に支給していたが、入学する前年度中に支給できるように改正。併せて支給額を増額。 ・学校給食費の支給限度額を増額し、全食分を補助。 ・平成30年4月1日施行。
日比野教育長	委員から、ご意見やご質問がありましたらどうぞ。
手嶋委員	第7条に認定の取消しが規定してあります。第1項第1号に「認定者の世帯の経済的状況が好転し、」とあるところを、今回「認定者が婚姻し、又は認定者の世帯の経済的状況が好転し、」に改正しようとするわけですが、「認定者が婚姻し、」を加えると、婚姻ただけで援助の対象から外されてしまうことにならないでしょうか。
可児事務局長	婚姻しますと、児童扶養手当の支給対象者でなくなるため、就学援助の対象から外されることとなります。今まで明記されておりませんでしたので、今回規定したいと考えております。
手嶋委員	児童扶養手当の支給を受けていることがすなわち就学援助の条件ではないと思いますが。

可児事務局長	児童扶養手当の支給を受けていることは、就学援助の条件の一つになっています。婚姻に伴い児童扶養手当が支給されなくなると、就学援助も受けられなくなります。
長谷川課長補佐	過去に、婚姻して児童扶養手当が支給されなくなった方に対する就学援助の取消しをしようとした際、取り消すことができるかを規則から読み取れなかったことがありましたので、今回明記したいと考えたわけなのです。
手嶋委員	改正案では、婚姻ただけで就学援助が受けられなくなるように読み取れないかと疑問に思います。
可児事務局長	婚姻していても所得が低く生活が困窮している場合は就学援助の対象となります。しかし、委員ご指摘のことも心配されますので、代案として「認定者が婚姻し、又は」を加えるのではなく、「認定者の世帯の経済的状況が好転し、」を削り、単に「年度途中において第2条に規定する対象者に該当しなくなったとき。」にするという方が分かりやすくなります。
日比野教育長	そのようにすることで事務に支障をきたすことはありませんか。
長谷川課長補佐	事務に支障はありません。かえってその方が説明し易くなります。
日比野教育長	それでは、「認定者が婚姻し、又は」は加えず、現行の規定から「認定者の世帯の経済的状況が好転し、」を削ることとします。 その他にご意見等はよろしいでしょうか。
	※意見等なし。
日比野教育長	それでは、議第10号については、ご指摘の箇所を修正して決定いたします。

議第11号 美濃加茂市特別支援教育就学奨励費支給要綱について

議第12号 美濃加茂市特別支援教育就学奨励費支給要綱を廃止する訓令について

日比野教育長	次に、議第11号、美濃加茂市特別支援教育就学奨励費支給要綱について、及び議第12号美濃加茂市特別支援教育就学奨励費支給要綱を廃止する訓令について、関連がありますので、合わせて説明をお願いします。
--------	---------------------------------------------------------------------------------------------------

可児事務局長

※配布資料に基づき説明

- ・議第12号美濃加茂市特別支援教育就学奨励費支給要綱を廃止する訓令にて訓令を廃止し、議第11号美濃加茂市特別支援教育就学奨励費支給要綱についてにて新たに告示で制定する。
- ・いずれも平成30年4月1日施行。
- ・告示として制定する美濃加茂市特別支援教育就学奨励費支給要綱では、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費を増額。また、学校給食費の限度額を増額。併せて、申請書等の書式を規定。

日比野教育長

ご質問等はよろしいでしょうか。

※質問等なし

日比野教育長

それでは、訓令を廃止し、告示にて新たに制定することとし、議第11号及び議第12号は、決定いたします。

(5) 協議・報告事項

① 教育委員会行事予定等

日比野教育長

続きまして協議・報告事項に入りますが、教育委員会行事予定の前に、いじめ防止等のための基本的な方針の改訂について事務局から説明がありますのでお願いします。

古川学校教育課長

※資料に基づいて美濃加茂市におけるいじめ防止等のための基本的な方針の改訂について説明。

- ・改訂（追記）の根拠と経緯を説明
- ・主な改定（追記）の内容を説明
 - ①いじめの定義と解釈の明確化を図るために、「けんかは除くが」を、定義から削除した。
 - ②「具体的ないじめの態様の例」に、「嫌なことや恥ずかしいことをされたり、させられたりする」を、実際に存在するために追記した。
 - ③被害者への支援を継続する必要があるため、「いじめ解消の定義」を明記した。

その他10点（計13点）を改訂。

- ・各学校の「いじめ未然防止基本方針」の改訂について説明

日比野教育長

市議会などでは、いじめの発見がなぜ遅れるかとの質問をされることがありますが、いじめは大人の見えないところで隠れて行われることが多く、また喧嘩もかつては見えるところで起きていたものが今は態様が

変わってきています。このため、発見が遅れたり解消することが難しくなってきています。

今日では共働き世帯が多く、子どもが学校から家に帰っても不在で「お帰り」の声を掛けてくれる親が家に居ない。親も会社でストレスを抱えて帰宅して来るため、子どもについ当たってしまったります。そしてその子が他の子をいじめたりする。このような事例があると研修会などで聴くことがあります。

教育委員におかれては、いじめの防止について教育委員会以外のところでも気にかけていただければ大変有り難いです。

次に、事務局長から、教育委員会会議の開催日の調整について説明があります。

可児事務局長

※教育委員会会議の開催日の調整について説明

- ・今までは定例会の都度、次の定例会の日程を調整してきたが、平成30年度からは原則第4水曜日の午後と決めておき、委員の都合が悪い場合は調整・変更する方針としたい。
- ・教育委員5人中、1/2以上(3名)が欠席となる場合は、日にちを変更する必要がある。
- ・4月は、4/25(水)であるが、教育長が都合悪いため、調整し、4/23(月)午後1時からとする。
- ・5/23、6/27、7/25、8/22、9/26、10/24、11/28、12/26、1/23、2/27
- ・3月は、中学校、小学校の卒業式の日とし、平成30年度は、3/5(火)中学校卒業式後に臨時会を、3/25(月)小学校卒業式後に定例会を開催する。

日比野教育長

11月の教育委員会研修会などがある時は、その日程に合わせるように変更する場合があります。

高野委員

委員の2分の1以上の出席で会議が成立し、出席委員の過半数で決するということでしょうか。会議の始めに過半数が居ないといけない。

可児事務局長

はい。会議が成立するためには半数以上の委員の出席が必要となり、議案等の可決は、出席された委員の過半数で決定されることとなっています。

日比野教育長

他はよろしいでしょうか。ご都合が悪い日がありましたらまたおっしゃってください。委員全員のご出席が叶わない場合でも会議を開催することがありますのでご了承ください。

それでは、教育委員会の行事予定をお願いします。

古川学校教育課長	<p>※資料に基づいて4月の行事予定を説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月 2日(月)： 新規採用者辞令交付式、服務宣誓式 ・4月 9日(月)： 入学式・始業式、のぞみ教室入学式・始業式 ・4月17日(火)： 全国学力学習状況調査
----------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

② 教育センター事業報告

山内センター次長	<p>お手元に、センター活動を冊子にした「あゆみこの一年」をお配りさせていただきましたのでご覧いただきたいと存じます。</p> <p>去る3月20日(火)は、あじさい教室の終わりの会・卒業の会を開催し、西中学校生徒2名、坂祝中学校生徒1名が卒業しました。会場に入りきれないほど大勢の方々がお越しになりました。保護者や先生、先輩などで祝福していただきました。</p> <p>在校生たちも自分の伸びを感じています。</p> <p>また来年度もご指導ご支援をいただきますようよろしくお願いいたします。</p>
----------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

③ 新庁舎整備基本構想について

日比野教育長	<p>それでは最後に新庁舎整備基本構想について報告をお願いします。</p>
可児事務局長	<p>※配布資料「みのかも みらいのコンセプトブック」に基づいて説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美濃加茂市新庁舎整備基本構想策定委員会には、教育委員会を代表して鹿野委員が策定委員会の委員を務められ、また渡邊委員は別の立場で参加され、策定委員会の副委員長を務められた。 ・現庁舎が古くて狭いなど5つの課題が挙げられた。 ・「新しい市役所づくり」＝「未来のまちづくり」である。 ・新しい市役所をいかしたまちづくりの理念：「現代版 太田宿」 ・新しい市役所づくりの基本理念：「みんなのまあるいまちづくりひろば」 ・候補地：1 現庁舎周辺、2 美濃太田駅周辺、3 美濃太田駅北側スーパー周辺、4 前平公園周辺
鹿野委員	<p>※鹿野委員からの報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎の建物だけでなく、市そのものをどうするかが議論され、課題も見えてきた。 ・市役所単独ではなく、商店街や図書館などと一体的にしてはとの意見もあった。 ・理想の美濃加茂市、子々孫々まで続いていく美濃加茂市というものに

ついて語り合うことができた。

- ・第1回の基本構想策定委員会で終わるのではなく、これからも皆でどうしていくのか考えていくきっかけになれば良い。

日比野教育長

基本構想策定委員会は、どの建物にするかを決定するものではなく、市役所とまちづくりを一つのものとして考えていくことが基本でした。様々なご意見がありますが、過去のいろいろな課題もあることを受けて只今報告にあったような流れになったわけです。

(6) その他

日比野教育長

それでは、次回定例会の日程を再度確認ですが、4月23日月曜日、午後1時から、場所は分庁舎4階第1会議室です。

長時間にわたり大変お疲れさまでした。以上をもちまして本日の定例会を終わります。

ありがとうございました。

閉会 午後3時15分